

件名

信用金庫法第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の規定に基づく信用金庫及び信用金庫連
合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の規定に基づき、信用金庫法第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の規定に基づく信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁告示第三十六号）の一部を次のように改正し、令和六年五月十八日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を次のように定める。</p> <p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫又は信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を定める件（平成十八年金融庁告示第三十四号。以下「告示」という。）第一条各号（第二号から第九号まで、第二十五号、第三十五号、第四十号及び第四十一号を除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあつては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号、第二号、第五号及び第九号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務を除く。次条第一号において同じ。）の代理</p> <p>〔二〇四 略〕</p>	<p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第七号並びに第五十四条第四項第一号及び第七号の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介及び信用金庫連合会が行うことのできる債務の保証をそれぞれ次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第二号から第九号まで、第二十五号、第三十五号及び第四十号を除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあつては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号、第二号、第五号及び第九号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務を除く。次条第一号において同じ。）の代理</p> <p>〔二〇四 同上〕</p>

<p>五 告示第一条第四十一号に掲げる者が営む貸金業（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業をいい、同号に規定する業務に附帯して営むものに限る。次条第五号において同じ。）の業務の媒介</p> <p>第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫又は告示第二条各号（第二号から第九号まで、第二十四号、第二十九号及び第三十号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>〔二〇四 略〕</p> <p>五 告示第二条第三十号に掲げる者が営む貸金業の業務の媒介</p>	<p>〔号を加える。〕</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫又は告示第二条各号（第二号から第九号まで、第二十四号及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>〔二〇四 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。